

○帯広市コミュニティ施設広告掲出要領

平成25年6月1日

改正 平成28年12月17日

令和2年3月6日

(趣旨)

第1条 帯広市コミュニティ施設（以下「施設」という。）の壁面等に掲出する広告の募集及び掲出に関し必要な事項は、帯広市広告掲載要綱（平成19年4月1日制定。以下「要綱」という。）及び帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(施設の管理)

第2条 施設は、別表のとおりとする。

2 施設の館長又は所長（以下「館長等」という。）は、市民福祉部地域福祉室市民活動課長をもって充てる。

(広告掲出位置の指定等)

第3条 館長等は、施設の壁面等における未利用部分について、広告媒体として活用することが適当と認めたときは、当該未利用部分を広告掲出位置として指定するものとする。

2 前項の規定により指定した広告掲出位置（以下「指定広告掲出位置」という。）に掲出する広告の種類、規格、枠数及び掲出期間その他の広告掲出に係る条件は、指定広告掲出位置ごとに、その壁面等の状況に応じて館長等が別に定める。

(広告掲出の制限)

第4条 要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する広告又は基準第4条各号のいずれかに該当する業種若しくは事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、施設の壁面等に掲出しない。

- (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 絵柄、文字等が過密であるもの
- (3) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (4) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの
- (5) その他施設の美観を著しく損ない、市民等に不快感を起こさせるおそれがあるもの

(広告を掲出する期間)

第5条 広告を掲出する期間は、1か月を単位として、広告掲出の決定をした期間とする。

2 広告掲出は、原則として、月の初日に開始し、月の末日に終了するものとする。ただし、

広告掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）又は終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）が施設の休館日に当たる場合の広告掲出開始日は施設の休館日の翌日とし、広告掲出終了日は施設の休館日の前日とする。

（広告を市が直接募集する場合の広告の募集）

第6条 要綱第6条及び第7条に定めるもののほか、広告の募集の時期、方法その他必要な事項は、館長等が別に定める。

（広告を市が直接募集する場合の広告の選定）

第7条 要綱第8条の選定に当たって、要綱、基準及びこの要領に適合する広告が広告枠数を超える場合は、市内に事務所等を有する企業等又は自営業者であるものを優先するものとする。この場合において、同順位の申込みが複数あるときは、掲出希望月毎に、申込みに係る枠数が多い広告掲出希望者に係るものを優先して選定することができる。

2 前項の規定により選定した広告がなお広告枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。ただし、抽選に先立って広告掲出希望者と調整を行うことができる。

（承諾書の提出）

第8条 市長は、前条の規定により広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）から、市長が別に指定する日までに、承諾書を徴取するものとする。

（広告代理店の選定）

第9条 要綱第14条の規定により、広告掲出枠を広告掲出事業を営むもの（以下「広告代理店」という。）に売り渡すことができる。

2 前項に規定する広告代理店の選定方法は、館長等が別に定める。

（広告掲出枠を売り渡す場合の広告の募集及び選定等）

第10条 広告の募集及び選定は、取扱広告代理店の決定を受けた広告代理店等により、要綱第16条に準じて行うものとする。

2 広告募集の時期は、館長等が別に定める。

3 広告代理店は、要綱第16条第2項に基づく市との協議に当たり、要綱、基準及びこの要領に適合することを証する書類を提出するものとする。

4 要綱第16条第3項に定める書類は、広告代理店を経由し市に提出するものとする。

（広告掲出枠の売渡方法）

第11条 広告代理店は、前条に基づく広告の選定後その掲出数に応じ、市との間で広告掲出枠の売渡しに関する契約を締結するものとする。ただし、広告の選定前に広告掲出枠を売り渡す場合は、事前に契約を締結するものとする。

2 要綱、基準及びこの要領に適合する広告が広告枠数を超える場合は、抽選により掲出する広告を決定するものとする。ただし、抽選に先立って広告代理店と調整を行うことができる。

3 市は前項により掲出ができないこととなった広告に関し、一切の責任を負わないものとする。

(行政財産の使用の許可)

第12条 広告主又は広告代理店は、広告掲出に際し、あらかじめ、帯広市公有財産規則（昭和55年規則第21号。以下「公有財産規則」という。）に規定する行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けるものとする。

(広告掲出料)

第13条 広告主又は広告代理店は、市長が指定する日までに、承諾書又は契約書等に記載する広告掲出に係る料金（以下「広告掲出料」という。）及び帯広市行政財産使用料条例（昭和45年条例第12号）の規定に基づき算定した使用許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を、それぞれ一括して納付するものとする。

2 広告掲出料は、全額前払いとする。ただし、契約に定めるところにより分割払いできるものとし、又4月分の納入日は市長が指定する日までとする。

3 前2項に定めるもののほか、施設の壁面等に掲出する広告掲出料の詳細については、館長等が別に定める。

(広告の作成及び提出等)

第14条 広告主又は広告代理店は、市長が指定する日までに広告を作成し、市長に提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告主又は広告代理店が負担するものとする。

2 市長は、前項の規定による広告の提出があったときは、広告の内容等が要綱、基準及びこの要領に適合していることを確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適当でないと認めたときは、広告主又は広告代理店に対し、広告の内容等の一部を訂正し、又は削除するよう求めることができる。広告掲出後においても同様とする。

(広告の掲出及び撤去)

第15条 広告の掲出及び撤去は、広告主又は広告代理店がその費用を負担して行うものとする。

(広告掲出の取消し等)

第16条 市長は、要綱第10条各号のいずれかに該当して広告掲出の決定を取り消したときは、掲出した広告を撤去し、又は広告掲出を一時中止するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲出を取り消したときは、当該広告主又は広告代理店に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による広告掲出の取消し等により広告主又は広告代理店が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲出料の返還等)

第17条 市は、広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに、要綱第12条ただし書の規定により広告掲出を取り消したときは、広告主又は広告代理店から納付された広告掲出料の全額を、当該広告主又は広告代理店に返還するものとする。

2 市は、広告掲出期間中に、要綱第12条ただし書の規定により広告掲出を中止したときは、広告主又は広告代理店から納付された広告掲出料を、掲出できなかった期間に応じて、当該広告主又は広告代理店に返還するものとする。ただし、当該広告を掲出できなかった期間が1か月ごとにつき1日未満の場合を除く。

3 前項の場合において、広告掲出期間に1か月に満たない端数がある場合の当該月分の広告掲出料の返還については、当該月数の掲出日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、館長等が別に定めるときは、広告掲出料を返還しないものとする。

5 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

(広告掲出の取下げの申出)

第18条 広告主又は広告代理店は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去させ、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告の変更)

第19条 広告主又は広告代理店は、広告掲出期間が複数月の場合は、当該広告の内容を、原則として、1か月単位で変更することができる。

2 広告主又は広告代理店は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、市長にあらかじめ協議の上、広告の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して10日前までに、第14条第1項の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(協議)

第20条 要綱、基準及びこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告主又は広告代理店が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(様式)

第21条 この要領に定める広告掲出に関し必要な様式は、要綱に定める様式例に準じて、館長等が別に定める。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、施設の壁面等に掲出する広告の取扱いに関して必要な事項は、館長等が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月17日)

この要領は、平成28年12月17日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

帯広市コミュニティ施設一覧表

| 番号 | 施設名 | 住所 |
|----|-----------------|-------------------|
| 1 | 鉄南コミュニティセンター | 帯広市西2条南24丁目16番地 |
| 2 | 東コミュニティセンター | 帯広市東7条南9丁目1番地 |
| 3 | 緑西コミュニティセンター | 帯広市西17条南4丁目30番4号 |
| 4 | 啓北コミュニティセンター | 帯広市西13条北2丁目1番地6 |
| 5 | 西帯広コミュニティセンター | 帯広市西23条南2丁目8番地24 |
| 6 | 南コミュニティセンター | 帯広市西10条南34丁目1番地30 |
| 7 | 帯広の森コミュニティセンター | 帯広市空港南町南11線43番地 |
| 8 | 森の里コミュニティセンター | 帯広市西22条南4丁目1番地1 |
| 9 | 大正農業者トレーニングセンター | 帯広市大正本町西1条1丁目1番地 |
| 10 | 川西農業者研修センター | 帯広市川西町西2線59番地48 |

| | | |
|----|-------------|-------------------|
| 11 | 大空会館 | 帯広市大空町12丁目2番地1 |
| 12 | 光南福祉センター | 帯広市東7条南21丁目1番地18 |
| 13 | 西福祉センター | 帯広市西23条南1丁目125番地4 |
| 14 | 北栄福祉センター | 帯広市西11条南2丁目11番地 |
| 15 | 啓西福祉センター | 帯広市西19条南2丁目2番16号 |
| 16 | 東福祉センター | 帯広市依田町1番地1 |
| 17 | 広陽福祉センター | 帯広市西19条南3丁目20番45号 |
| 18 | 花園福祉センター | 帯広市公園東町3丁目8番地8 |
| 19 | 北福祉センター | 帯広市西4条北2丁目5番地1 |
| 20 | バラト福祉センター | 帯広市東13条南6丁目1番地14 |
| 21 | 柏林台福祉センター | 帯広市柏林台南町6丁目1番地3 |
| 22 | 緑栄福祉センター | 帯広市西9条南28丁目1番地 |
| 23 | 啓親福祉センター | 帯広市西14条北7丁目4番地1 |
| 24 | 緑南福祉センター | 帯広市南町18番地1 |
| 25 | 中央福祉センター | 帯広市西7条南12丁目11番地 |
| 26 | 緑ヶ丘福祉センター | 帯広市西14条南17丁目1番地 |
| 27 | 稲田南福祉センター | 帯広市稲田町基線8番地33 |
| 28 | 明和福祉センター | 帯広市西19条南4丁目34番29 |
| 29 | 柏福祉センター | 帯広市東10条南15丁目2番地6 |
| 30 | 自由が丘福祉センター | 帯広市自由が丘3丁目6番地1 |
| 31 | 豊成福祉センター | 帯広市西3条南35丁目1番22号 |
| 32 | 五条橋福祉センター | 帯広市西5条南2丁目12番地2 |
| 33 | 北親福祉センター | 帯広市西7条北6丁目12番地2 |
| 34 | つつじが丘福祉センター | 帯広市西24条南3丁目40番地1 |
| 35 | コスモス福祉センター | 帯広市西20条南3丁目18番20号 |
| 36 | みなみ野福祉センター | 帯広市南の森東2丁目7番地3 |
| 37 | 南町福祉センター | 帯広市西15条南36丁目1番1号 |
| 38 | 栄福祉センター | 帯広市西17条北1丁目55番21号 |
| 39 | 若葉福祉センター | 帯広市西17条南5丁目9番地5 |
| 40 | きぼう福祉センター | 帯広市西20条南5丁目36番地7号 |

| | | |
|----|------------|-----------------|
| 41 | 清流の里福祉センター | 帯広市清流西3丁目7番地6 |
| 42 | 愛国農業センター | 帯広市愛国町基線39番地33 |
| 43 | 富士農業センター | 帯広市富士町西3線53番地 |
| 44 | 八千代農業センター | 帯広市八千代町221番地3 |
| 45 | 桜木農業センター | 帯広市桜木町東2線102番地6 |
| 46 | 太平農業センター | 帯広市太平町西7線164番地4 |